

第12回揖保川流域委員会

議事録（詳録）

と き・平成16年8月3日（火）

14:00～17:00

ところ・龍野市青少年館

< 目 次 >

1 . 開 会 p 1
2 . 住民意見反映のあり方について p 3
3 . その他 p40
4 . 閉 会 p48

1 . 開 会

庶務 それでは定刻になりましたので、ただいまより第12回揖保川流域委員会を開催させていただきます。

まず初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中に本日の議事次第、座席表、ご出席の委員の名簿、それから、資料1というA4の1枚ものがあります。資料2が1冊、資料3というパワーポイントのカラー刷りのものが1冊あります。資料4という一部カラーのものが1冊あります。これは和崎委員から提供いただいた資料です。参考資料としまして、河川管理者より提供いただいた先の福井豪雨についての速報が入っています。それから、いつもお願いしておりますご発言のときの注意事項を書いた青い紙が1枚、最後に「いぼがわせせらぎだより」のNo.17が1冊入っております。もしそろっていない資料がありましたら庶務までお願いいたします。それから、委員の方の机には、次号の「いぼがわせせらぎだより」の表紙写真の投票用紙もありますので、後ほど提出をお願いいたします。

それでは、本日のご予定でございますが、本日の議題は「住民意見反映のあり方について」ということになっております。途中休憩を挟みまして、17時の終了を予定しております。

それでは委員長、進行のほうをよろしくをお願いいたします。

藤田委員長 委員長を務めております、大阪大学の藤田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

これまで我々自身が揖保川について勉強し、考えてきた意見を提言という形にまとめ、河川管理者とも意見交換を行ってきたわけですが、そのあたりを踏まえまして、おそらく本日の委員会はフェーズ的には第2フェーズに入りつつあると私自身も考えております。委員の方々にもいろいろとそのあたりをお考えいただきたいと思います。

それでは、審議に入る前に、本日は新しい委員がお二人入っていただいております。先に前回の委員会で2人の委員の辞任を認めまして、そして新たにお二人の委員に加わっていただくということでご了解をいただきました。ご紹介したいと思います。

新聞委員です。よろしくお願いいたします。

新聞委員 失礼します。このたびこの委員会に参加させていただくことになりました、山崎町より参りました新聞勝代と申します。よろしくお願いいたします。何分途中からの参加なので分からないことばかりでありまして、不安もございまして、今も緊張

しております。先日の新潟や福井、それから昨日の高知などの洪水の様子を見ておりまして、この揖保川流域についていろいろと考えていくこの委員会の役割の重大さをしみじみと痛感しています。

至らぬ点もあるかと思いますが、私にできることを精一杯頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

藤田委員長 ありがとうございます。

もうお一方ご紹介したいと思います。南山委員です。一言ごあいさつをお願いします。

南山委員 失礼いたします。揖保川漁業組合の南山です。この3月から漁業組合の組合長をさせていただいております。そういう関係で今回この流域委員会に参加させていただくことになりました。

今まで私どもの漁業組合というのは、非常に閉鎖的な物の考え方で動いていました。私はこの3月に組合長になりまして、「開かれたみんなの川」ということを一つのテーマとし、ましていろんなことを進めております。今までは、義務教育の小学生、中学生の方に対して、入漁料等お金をいただいていたのですが、今年からはすべて無料にさせていただくことを実施しております。

もう一つは、今まで揖保川に絡んだイベント等につきましても、お金をいただいたり、いろいろな形でご協力をいただいていたという部分があったのですが、今年からは逆に私ども漁業組合が協賛をさせていただくという形に切り替えました。そういう形で今年から頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。

藤田委員長 ありがとうございます。お二方の委員をお迎えしてこれからいろいろと議論していくこととなります。ぜひ忌憚のないご意見をどしどしとご発言願いたいと思います。

では、改めまして、これまでの一つの流れというものをお話しさせていただきます。これまでに分科会も含めまして、十数回にわたり揖保川についていろいろと意見を交換し、もちろん地域住民との意見交換会も行い、それらを反映したものを提言としてまとめさせていただきました。そして、その提言を近畿地方整備局姫路河川国道事務所さんにお渡しし、そして、前回はその資料を基に意見交換会を行いました。この意見交換会の中で提言の不明な点、あるいは我々のほうが文章で表現しきれなかった点につきましてもこの場で意見交換し、その上で本日を迎えております。

本日の議題は、住民意見反映のあり方についての議論ということですが、我々委員会が

担っていかなければならない部分として住民意見を計画に反映するということがあります。そういう意味で、私はさきほども2番目のフェーズに入ったのではないかという表現をさせていただきます。委員の方々からは、これからもまた素晴らしいご意見をお伺いしたいと考えています。

次に、姫路河川国道事務所のほうでも人事異動がございまして、いつもいろいろとアドバイスをしていただいていた副所長さんが交代されております。新しくこられた下野副所長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

河川管理者 7月1日付で副所長となりました下野です。このたび揖保川流域委員会に初めて参加させていただくことになった訳ですが、各先生方のご意見をいただきながら順次河川管理者の立場で計画策定を進めて参りたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

藤田委員長 では、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 住民意見反映のあり方について

藤田委員長 それでは、審議に入りたいと思います。議事次第2番目の「住民意見反映のあり方について」です。これは資料1から4までと書いてありますが、まず住民意見反映のあり方についての特に審議の位置づけにつきまして、河川管理者から資料1および2を使ってご説明いただき、我々の中でも確認をしていきたいと思います。

では、河川管理者のほうからよろしくお願ひいたします。

河川管理者 姫路河川国道事務所の若林です。

それでは、少しお時間をいただきまして、私も河川管理者から若干今後の流れについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1ですが、「河川整備計画策定に向けてのスケジュール(案)」でございます。申すまでもなく、河川法が平成9年に改正をされまして、その中でいちばん左にございます長期的な方針である「河川整備基本方針」というものと、より具体的な計画である「河川整備計画」という2つをつくるということになったわけです。

河川整備基本方針というものは、全国的な状況も考えつつ社会資本整備審議会で基本的には決定するといった作業があるわけでございますが、今、当流域委員会でいろいろと議論していただいているものは、中ほどの河川整備計画についてということになっているわけでございます。

河川整備基本方針の作業状況ですが、左のいちばん上にありますように、今、案の検討を我々河川管理者で行っている最中でありまして、まだ河川整備基本方針の決定・公表には至っておりません。

一方で整備計画につきましては、これまで今回で12回目ですが、分科会を含めているりと流域委員会からご意見等をいただきまして、前々回はご提言をいただき、前回は我々河川管理者との意見交換を行わせていただきながら、委員会あるいは住民の皆様のお考えを我々なりに把握させていただいてきたところです。

資料1の中にも、河川整備計画、住民意見聴取、流域委員会という縦のラインがありますが、本日12回目の委員会につきましては、住民意見の反映のあり方についてご審議いただくことになっておりまして、当方の河川管理者としての考え方につきましては、次回第13回の流域委員会から、これまでいただきました提言等を踏まえた「河川整備計画の基本的な考え方」を提示させていただき、ご意見をいただこうと考えております。

「河川整備計画の基本的な考え方」につきましては、文書になったというものではなくて、あくまで考え方ですので、パワーポイントを使って現状や課題を含めた概略を説明させていただきたいと思っております。これは、基本的には治水を含めて利水、あるいは環境管理、そういったものを順次でき上がり次第、流域委員会にご説明をさせていただきたいと考えております。当然その中でいろいろとご意見等をいただくことになると考えておりますので、そういったご意見も踏まえまして、次の段階で「河川整備に向けた説明資料」といったものを作成しようと考えています。

別冊で恐縮ですが、資料の2です。これは私どもの管理している河川ではありませんが、同じ近畿地方整備局の中で和歌山河川国道事務所が管理している紀の川でこういった「河川整備に向けた説明資料」を作成しております。

これはあくまでイメージですので、本日は中身まで詳細に説明はしませんが、目次のところにございますように、流域および河川の概要、あるいは河川整備の現状と課題、そして、河川整備の目標、河川の整備の実施に関する事項といったもので、ページ数にしますと大体43ページぐらいで構成されている資料です。基本的な考え方はパワーポイントで示ししようと考えておりますが、その考え方についていただいた意見を基にこういった「河川整備に向けた説明資料」を作成したいと考えておりまして、何回目の流域委員会になるかは現時点では分かりませんが、流域委員会に提示をさせていただきたいと考えております。

なお、付け加えまして、今日いろいろとご議論があろうかと思いますが、この「河川整備に向けた説明資料(第1稿)」といったものについて、住民の方々のご意見をいただきたいと思っておりますし、沿川の市町村、あるいは兵庫県といった自治体にもこの資料をもって状況を説明させていただこうと考えております。

このように、流域委員会でいただいた意見に加え、住民の方からもいろいろな方法で意見聴取をする、あるいは関係する自治体からのご意見を伺う、こういったことを踏まえまして、第1稿の説明資料をよりバージョンアップしまして、第2稿をつくりたいと考えています。これにつきましても、でき上がったものを流域委員会にご説明をさせていただきたいと考えております。

なお、ここまでが今予定しているものでございまして、先ほど申しましたように、社会资本整備審議会でご審議いただく河川整備基本方針が決定された段階で、これまでご議論いただきました「河川整備に向けた説明資料」を修正するなどして、「河川整備計画(原案)」といった形に仕上げ、再度法律の手続きにのっとり住民意見聴取等を行い、「河川整備計画の案」に至った段階では、公共団体の長の意見をお伺いするといった手続きになっています。これは河川法に基づき所要の手続きを行っていくということです。

「河川整備に向けた説明資料」につきましては、特に法律上決められたものではありませんが、あらゆる機会を通じて幅広く意見をお伺いしながら計画をつくっていくといった過程であると認識しております。次回以降「河川整備計画の基本的な考え方」をお示しし、いただいた意見を基に先ほどイメージでお示しした「河川整備に向けた説明資料」というものをつくり、来るべき「河川整備計画の原案」の作成に向けて準備をしていきたいと河川管理者としては考えております。

以上、私どもが現在考えているスケジュールにつきましてはこういう状況であるということをご説明させていただきました。

藤田委員長 ありがとうございます。

特に資料1のところ、何月何日というタイムスケジュールについてはご発言はありませんでしたが、基本的には河川整備基本方針を受けた河川整備計画に向けて、まず前段として基本的な考え方をご提示され、そして、それからいろいろと議論を踏まえたいうで、これは第1稿、第2稿と書かれていますが、いわば修正等を加えた形でより原案に近いような形に持っていこうという計画だと思えます。

ただいまのご説明に対して、ご質問あるいは具体的なスケジュールなどについて、何か

ありますでしょうか。

では、ちょっと私のほうから。「河川整備に向けた説明資料」ということで、先行されている紀の川の場合でも、これは明らかに第1稿と書かれているということは、基本的な考え方を出された後、第1稿が出てきたと理解できるわけですが、揖保川についてもいかがですか。河川整備計画の基本的な考え方はかなり近い時点でまとまりそうですか。

河川管理者 実は今いろいろと作業をしている状況でありまして、特に治水等につきましては、提言でもいただきましたように、いろいろと計算しなければならない項目もあるものですから、順次鋭意作業しているという状況で、時期的なものをここですぐ明言はできないのですが、いずれにしましても、次回の流域委員会において基本的な考え方を説明させていただきたいと思っております。

項目が非常に多いですので、すべてを一度にご説明するのは難しいと考えておりまして、例えば治水なら治水、利水なら利水ということで、ある程度項目に区切って順次ご説明させていただくことになろうかと思えます。パワーポイントの資料ではありますが、法定計画の土台になるものですから、考え方はきちり書かせていただいたうえでご説明させていただきたいと考えております。

藤田委員長 おそらくその部分で、もちろん河川管理者による住民意見聴取も法律で義務づけられているわけですが、この流域委員会に課せられた課題としまして、やはり住民意見反映をどうするかということ、これから議論していく必要があるわけです。今のお考えですとそんなに遠くない時期に基本的な考え方は出そうだというニュアンスだと私は理解したのですが、いかがですか。

河川管理者 そのようになるように河川管理者としても頑張っていきたいと思っております。今日ご議論いただくのは住民意見の反映のあり方ということですが、「河川整備に向けた説明資料」の第1稿を出させていただいたあとに、委員会にご説明させていただきますし、また、住民の方々の意見もいただこうと思っておりますので、当然そういった中で作業を進めて参りたいと思っております。

藤田委員長 ありがとうございます。

そのほか何か。はいどうぞ。

中農委員 河川整備基本方針は社会資本整備審議会で検討されて、決定し公表するということになっていますが、その河川整備基本方針と揖保川の河川整備計画の原案とが矢印で関係づけられています。そのあたり、もう少し詳しく説明をお願いできますか

しょうか。

河川管理者 今、河川整備基本方針のお話が出ましたが、法律上、河川整備計画というものは河川整備基本方針に即してつくるという記述になっております。さきほど、基本的な考え方、あるいは説明資料を作成するというようなご説明をさせていただきましたが、最終的にできる河川整備計画のイメージは、ある意味では「河川整備に向けた説明資料」とそんなに大きく違わないのではないかと考えております。ところが、法律の要件上は、河川整備基本方針ができて、それに即して河川整備計画をつくるとなっておりますので、厳密にご説明すれば「河川整備基本方針」ができるまでは、「河川整備計画」という名前が使えないというか、出てこないというか、そういったことでございます。今後、「河川整備計画の原案」を提示する前にいろいろと資料は提出させていただきますが、それにつきましては最終的な河川整備計画のでき上がりと大きく違うというイメージではございません。厳密に言えばこう書かざるをえないということです。今後いろいろと説明させていただく内容につきましては、「河川整備計画」に近いものといった考えで作成し、説明をさせていただきたいと考えております。

藤田委員長 そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

田中丸委員 今の説明をお伺いしますと、「河川整備計画に向けた説明資料」というのは、実質的には「河川整備計画の原案」の原案であると考えてよろしいですか。

河川管理者 明言はできませんが、基本的には私どもはそういう意図を持って作成してまいりたいと考えております。

藤田委員長 そういうご説明ですので、「河川整備計画の原案」が最終的には出されるわけですが、それに向けていわば内容をいかに議論するかということではないかと思えます。

何かご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

進藤委員 このスケジュールの真ん中あたりの「河川整備に向けた説明資料(第1稿)」のあとで、「住民意見聴取」というものがあるのですが、その下にある「河川整備計画(原案)」と書いてあるあとの「住民意見聴取」というのが、河川法第16条の2の第4項の意見聴取に当たると解釈してよろしいのですね。お伺いします

河川管理者 おっしゃるとおりです。河川法の第16条の規定につきましては、厳密に申しますと河川整備基本方針をつくって、河川整備計画の原案をつくって、それに対し住民の方の意見をいただいた上で案をつくり、そのあとに公共団体の長の意見をいた

だいて計画を決定する。こういった流れが法律上規定されているということです。先ほどお話があったとおり、今、法律上決められているものにつきましては、整備計画の原案以降の住民の意見聴取ということだけですので、現在進めているのは、いわゆる法律で規定される以前のプロセスの一つといえると思います。河川整備計画とは呼んでいませんが、先ほどご説明した説明資料というものの中でも、より綿密にご意見をお伺いするというところで、住民の方々の意見を聴取してはどうかと考えているということでございます。河川法上の住民意見聴取というのは先ほど申しましたように、河川整備計画の原案ができた以降のものです。

藤田委員長 そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

まず河川管理者のほうから、この流域委員会と河川管理者とのいわば意見の流れ、それから、それがどう具体化されて整備計画になっていくか。そのあたりをご説明いただきました。

そこで本日、我々としましては次の段階である住民意見反映のあり方について、この流域委員会でいろいろと話し合いをしていくということになるわけです。

実はその件に関しましては、パワーポイントの資料を庶務で準備していただいています。まずは資料3に基づいて庶務より説明をお願いしたいと思います。

庶務 それでは、資料3「住民意見反映のあり方について」という資料を庶務から説明させていただきます。

<スライド2 揖保川流域委員会の設置目的>

このスライドは確認という意味で、当揖保川流域委員会の設置目的について改めてここで示させていただいております。

一つ目の目的は、「河川整備計画の案の策定に当たり、河川整備計画の原案について意見を述べる」ということです。それから2つ目が、「関係住民意見の反映のあり方について意見を述べる」ということです。この2つの目的をもってこの委員会は運営されております。

先ほど河川管理者の方からご説明もありましたが、今後の進め方としまして、「河川整備計画に向けた説明資料」というのを作成した段階で住民意見の聴取を行う。それから、その後、整備計画の原案が出された段階で、再度住民の意見を聴くという手順が示されました。

この意見聴取というのは、基本的には河川管理者さんが行うものということになりますが、本日の委員会では、その住民意見聴取の方法と反映についてご審議いただき、委員会

からの提案に基づきまして、今後河川管理者さんが実施するという流れになってきます。再度本日の審議の位置づけをご確認いただければと思います。

<スライド3 住民意見の反映の流れ>

次に、住民意見反映の流れということで、住民意見反映の過程を3段階に分けて説明させていただきます。

まず最初の段階ですが、河川整備計画を知ってもらうという段階があります。それから、その次の段階として、住民の意見を聞くという段階。それから、河川整備計画に意見を反映するという大きく3つの段階に分けられます。

本日の会議におきましても、まずの段階でより多くの住民の方に計画を知ってもらうためにどのような方策があるのかといったこと。それから、の住民意見を聞くという段階で、具体的にどのような聴き方をするのかといったこと。それから、の段階では、反映するための基本的なスタンスや、反映するということに関して流域委員会がどのような関わり方をしていくのかといったことについてご検討いただきたいと思います。

<スライド4 当委員会でこれまでに審議された方向性>

次に、これまでにこの流域委員会で審議された住民意見の反映のあり方についてまとめております。これは先に提出されました提言の中の5章に書かれている項目をそのまま入れております。

流域の声を全面的に反映していくということ。上、中、下流ごとの意見集約を行うということ。具体的な計画地点での重点的な意見集約を行うということ。自治体等との意見調整を行うということ。それから、流域委員会と河川管理者が連携し、フォーラム等を開催していくということ。こういう内容が今提言の中で整理されていますので、これもご確認ということでスライドを入れさせていただきました。

<スライド5 住民意見聴取の方法>

次に、2つ前のスライドの第2段階に該当しますが、住民の意見聴取の方法について、このあとのスライドの中で事例を中心に紹介させていただきます。

意見聴取の方法ですが、これは一般的な考え方として、説明会、集会といった直接的方法とアンケート等の間接的方法の大きく2つに分けられます。

直接的方法としまして、シンポジウム・フォーラム、公聴会形式の集会、対話集会、ワークショップという4つの例を挙げておりますが、本日の資料ではこの4つの分け方に基づき、事例を整理させていただきました。4つの形態の集会はそれぞれ重複する部分も

ありますし、幾つかのやり方を組み合わせた集会といったことも考えられますので、この4つしかないということではありませんので、その点にご留意いただきたいと思います。

また、間接的な方法としましては、アンケート、意見募集、ホームページ等を活用したパブリックコメントといった方法がございます。

<スライド6 事例の紹介>

このあとのスライドで事例を紹介させていただきますが、直接的な方法について、さきほどの4つの分け方に基づいて、それぞれ事例を紹介させていただきます。

<スライド7 シンポジウム・フォーラムの例>

初めに、シンポジウム・フォーラムの例ですが、これは淀川水系流域委員会が主催して平成14年6月に開催された「淀川水系流域シンポジウム」の様子です。京都市内で455名の参加のもとで実施されています。

<スライド8 淀川水系流域シンポジウム プログラム>

シンポジウムのプログラムですが、これは流域委員会が主催されておりますので、流域委員会の委員長があいさつを行い、次に流域委員会からの報告をしたあとでパネリスト、コーディネーターにより、委員と委員以外の方も含めて淀川水系についてのパネルディスカッションを行っておられます。こういったプログラムでシンポジウムが実施されていません。

<スライド9 公聴会形式の集会の例>

次は2つ目の公聴会形式の集会の例ということで、これは当委員会で昨年度の5月に実施しました「揖保川を語り、生かす集い」の様子です。分りやすい例ということで紹介させていただきました。

<スライド10 「揖保川を語り、生かす集い」>

このときの実施方法なのですが、まず最初に新聞折り込みのチラシで、「これからの揖保川の整備」についてご意見をくださいということで意見募集を行いました。その中で意見を提出された方のうちの数名の方から意見発表をしていただき、それから、当日会場に来られた方も含めて全員で意見交換をするというやり方で実施しております。

<スライド11 淀川水系河川整備計画基礎原案 説明会 & 意見交換会>

それから、もう一つ公聴会形式の集会の例ということで、これも淀川水系で行われた河川整備計画基礎原案の説明会と意見交換会ということで実施されたものです。これにつきましては流域委員会ではなく河川管理者が主催するというので、河川整備計画の基礎原

案、これは原案作成の前段階の資料ですが、この説明会が開催されました。大阪、京都、滋賀県で開催されております。

<スライド12 淀川水系河川整備計画基礎原案 説明会 & 意見交換会 プログラム>

この説明会と意見交換会のプログラムですが、まず基礎原案について十分理解していただくという意味も含めまして、河川管理者さんから基礎原案についての説明を行い、その後、流域住民の方と河川管理者の担当者の方との意見交換を行うというプログラムで実施されております。

<スライド13 対話集会の例>

次に対話集会を事例として挙げているのですが、この対話集会につきましては、淀川水系流域委員会の意見書の中で対話集会とはこういうものだということが示されておりまして、これを今回はご紹介させていただきます。

対話集会ですが、まず円卓会議形式で行うということが述べられています。それから、「住民と河川管理者、住民同士、住民・河川管理者・自治体代表等の対話を通して相互理解を図り、互譲の精神を醸成する」といったことが書かれております。それから、一つの特徴として「ファシリテーター」といわれる対話進行者による会の運営といったことが述べられておりまして、ファシリテーターはすべてに対して中立・公平を保ちながら、場合によっては多様な意見を取りまとめて、意見集約と一定の結論を導くことが求められる、とされております。こういう内容が、淀川水系流域委員会の意見書の中に述べられております。

<スライド14 対話集会イメージ図>

これはその概念図を示したのですが、円卓の中に対話集会の出席者の方がいらっしゃいまして、真ん中にファシリテーターがおられる。この出席者の方がそれぞれ意見を述べていくという進め方です。それを取り囲むように主催者である河川管理者の方、それから、オブザーバーとして流域委員会の委員が出席する。あとは記録等の庶務担当が座り、その外側には一般の傍聴者も円卓状に座り、一緒に意見交換会を進めていくというようなやり方が提案されております。

<スライド15 「河川敷保全と利用の方向性について」円卓会議>

淀川水系ではこの意見書に基づきまして、いろいろなテーマの対話集会が今現在も開催されているところですが、本日の資料では平成15年11月に開催された「河川敷保全と利用の方向性について」の円卓会議を紹介させていただきます。先ほどの概念図に示したよう

なファシリテーターの方が真ん中におられて、その周りに発表者の方がいらっしゃって意見交換を行うというやり方で開催されております。

<スライド16 「河川敷保全と利用の方向性について」円卓会議 プログラム>

この円卓会議のプログラムですが、会議の趣旨説明のあと、事前に意見を提出された方から簡単な意見の要旨を発表していただいて、その後はファシリテーター主導で会議を進行していくというやり方を取られています。

<スライド17 ワークショップの例>

続きまして、ワークショップの例をご紹介しますと思います。国土交通省さんの資料の中でワークショップの定義づけをされておまして、はじめに、これをご紹介しますことができます。

広義の意味として、「講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者自ら参加・体験して、共同で何かを学び合ったり、作り出したりする学びと創造のスタイル」という定義をされております。

狭義の意味として、「まちづくりなどにおいて何かアイデアを出し合う、意思決定をする、問題を解決することなどを目的とし、だれもが意見を言いやすいように工夫されたグループの創造行為と合意形成に焦点を置いた会議の一種」とあります。資料の中でこういう定義をされております。

<スライド18 宮の川づくり基本計画の策定>

次に事例としまして、宇都宮市の管理河川で策定されている「宮の川づくり基本計画」という計画を策定するときにワークショップの手法が使われていますので、この紹介をさせていただきます。

「宮の川づくり基本計画」を策定するため、委員会が組織され、それから、懇談会が別途組織されているのですが、その懇談会に意見を述べるという位置づけで川づくりワークショップが行われております。これは公募によって募集された市民の方々が参加して実施されております。

<スライド19 宮の川づくり基本計画 ワークショップ開催概要>

このときのワークショップは4回に分けて実施されておまして、まず川の現状と課題を把握し、それから、フィールドサーベイということで現地に出て調査を行っております。それから、川の将来像をみんなで話し合い、最後には川づくりのアイデアをまとめていく。こういう流れでワークショップは開催されております。

<スライド20 宮の川づくり基本計画 ワークショップのルール>

この宇都宮で実施されたワークショップのルールを少し紹介させていただきます。まず「批判は禁物(よい悪いは判断しない)」。それから、「質より量(たくさんの意見を出しましょう)」。それから、「結合改善(他人の意見に便乗しましょう)」。それから、「自由奔放(発表は自由奔放に)」。こんなルールを設けながらワークショップを進めているということです。

<スライド21 宮の川づくり基本計画 グループ討議>

次に、ワークショップの様子を幾つかピックアップしてご紹介させていただきます。これは、参加者の皆さんがポストイットを使ってよいところ、悪いところを整理しながら討議するという手法を用いて、検討しているところです。

<スライド22 宮の川づくり基本計画 グループ発表>

これは川のイメージということで、先ほどつくっていた模造紙などを使いながら、皆さんで発表会をしているところです。

<スライド23 宮の川づくり基本計画 フィールドサーベイ>

それから、フィールドサーベイ、つまり現地調査のことです。参加者全員が川の状況について現状を共有し合うという意味で、現地に出て、皆さんで同じ体験をしながら会を進めていくというステップが設けられています。

<スライド24 宮の川づくり基本計画 グループ作業>

これは最後の段階で、川づくりの将来像を提案するという事で、それぞれのグループで話し合った結果を提案としてまとめ、発表しているところの写真を紹介しております。

<スライド25 安間川河川整備構想>

それから、もう一つのワークショップの例ということで、これは前の委員会の際に和崎委員からもご紹介いただいた事例ですが、静岡県安間川の河川整備構想の策定において、ワークショップの手法を使いながら検討しているものがございましたので紹介させていただきます。

この河川整備構想の位置づけですが、こちらに計画の原案とありますが、これは当流域委員会で議論しているものと同じ位置づけの河川整備計画の原案のことで、この計画原案を出す前の段階として、整備構想というものをワークショップ形式でつくっていかうということで実施されたものの事例です。

<スライド26 安間川河川整備構想 構想策定の経緯>

この構想策定の経緯ですが、コンセンサス会議と呼ばれる会議を12回行って、構想の取りまとめをしておられます。また、その前段階としまして、各種イベント等を使った手法も用いられておりまして、その手法につきましても事例でご紹介させていただきます。

<スライド27 安間川河川整備構想 演劇ワークショップ>

まず演劇ワークショップということで、安間川の課題を劇に仕立てて問題提起、住民間で議論するといった取り組みをされています。この写真は論点整理の様子を写したものです。

<スライド28 安間川河川整備構想 地球ボールの巡回>

これは地球ボールの巡回という取り組みの写真です。このボールに市民の方が河川の整備に関する意見を自由に記入するといった手法が使われております。

<スライド29 安間川河川整備構想 植物観察会&水生生物調査>

それから、やはり現地を見た上で状況を把握するというので、植物観察会や水生生物調査といったものも行われているようです。

<スライド30 安間川河川整備構想 コンセンサス会議>

その後、コンセンサス会議といわれる12回の会議を開催し、最終的に河川整備構想を取りまとめるという作業をワークショップの手法を用いながら進められておられるようです。

<スライド31 各集会形式の特徴>

今回4つに分けて事例の紹介をさせていただきましたが、この一覧表ではそれぞれの特徴をまとめております。

シンポジウムやフォーラムにつきましては、イベント的な要素がありますので、より多くの住民の方の参加が期待できるということがあります。それから、河川整備計画案策定の取り組みを、より広く知ってもらうことができるという特徴もあります。

それから、次の公聴会形式の集会ですが、より多くの意見を聴取することができるという特徴があります。それから、河川整備計画の内容についての理解が深まる。つまり、しっかりと説明をする時間をとることができるといったことがございます。

それから対話集会ですが、これは論点を明確にした議論が可能となりますので、意見交換することによって参加者相互の理解が深まるといったことがいえると思います。

それから、ワークショップにつきましては、グループごとの活動により、参加者の総意を具体的なプランや提案としてまとめることができるという特徴がございます。

<スライド32 審議の論点(1)>

最後に、本日の審議でご検討いただきたい項目を論点ということでいくつか挙げさせていただきます。

まず、ここに書いてありますが、揖保川の流域社会、つまり淀川でもない、市川でもない、この揖保川の流域社会、それから、揖保川の河川整備の特性といったものを踏まえて、ここに挙げましたような事項のご検討をいただきたいと思います。

今回のスライドでは、集会の事例を幾つか紹介させていただきましたので、この揖保川流域ではどのようなやり方があるのかということをご検討いただきたいと思います。それから、集会以外にも間接的な方法としてアンケートや意見募集などを組み合わせて行うといったことが考えられますので、そのあたりの考え方をどうするのかといったこと。それから、実施体制ですが、これは法手続きに基づく意見聴取というのは、河川管理者さんが行うという位置づけになってくると思いますので、委員会がそれにどのような形で参画していくのかといったことをご検討いただきたいと思います。それから、広報につきましては、より多くの方に参加してもらうための効果的な広報について、ご検討いただきたいと思います。それから、初めのほうのスライドでもご説明させていただきましたが、反映するというステップの中で委員会がどのような形で関与していくのかといったことも、論点の一つということで挙げさせていただきました。

<スライド33 審議の論点(2)>

先ほどのスライドが意見聴取及び反映に関する検討の大枠といった位置付けになるかと思うのですが、それをさらに詳細に具体化した場合の方法についてもご検討いただきたいと思います。

集会のテーマと位置づけ、どこで実施するのか、だれを対象にしてどれぐらいの規模にするのか、どういう体制でこういったプログラムを入れ込みながらするのか、実際の広報はどのような方法をとるのか、といった具体的な項目についてもご検討いただければと思います。

以上、資料3の説明をさせていただきました。

藤田委員長 資料3の説明をしていただきました。

それでは、引き続き和崎委員による資料4のご説明をお願いします。

和崎委員 和崎です。全く私的に木津川上流、これは淀川水系なのですが、そこで住民対話集会が行われるというお話を聞きまして、傍聴にいらしました。あくまで私的な意見で、参考までにとということでお聞きいただければと思っています。

もともこの木津川上流というのは、三重県の上野市を基点としてその前後という形の流域なのですが、歴史的にいろいろな課題のある流域でございまして、いわゆる洪水の問題として過去さまざまな災害が起こっています。その中で住民どうしの合意形成をどのようにしていくかということが、今回のこの住民対話集会の大きなポイントでした。ここで押さえておきたいのは、合意形成という言葉はあくまで住民どうしの合意形成であって、住民と河川管理者の合意形成ではないということを、前置きとして話を進めさせていただきたいと思います。

資料2ページ目なのですが、2ページ目の下に表1で住民対話集会までの流れが書いてあります。大体今の時点で申し上げますと、流域委員会としてのスケジュールは、当委員会よりも1年ぐらい進んでいるといたしますが、1年ぐらい先を行っているような形となっています。河川管理者からの基礎原案、こちらの委員会では河川整備の基本的な考え方が説明資料とかいった呼び方になるようですが、この基礎原案が出たのが2003年の9月ですので、大体1年ぐらいの差があるような感じです。

それから、さきほど庶務からもご紹介がありましたが、2003年の12月に「河川整備計画策定における住民意見の反映についての意見書」が流域委員会から出されておまして、その流域委員会から出されたものに基づいて、この住民対話集会が実施されているという流れになっています。

木津川上流では、東京工業大学の桑子教授をファシリテーターに置かれて、この対話集会の歩みを進めています。

3ページに、実際の対話集会はどのような形で行われているのかということを表にしています。第1回から第4回までが終わりました。先般私がおじゃましたのは第4回の対話集会でして、その前日に現地の視察と意見交換がありました。その前に第1回、第2回という形で、実際にさまざまな住民の方々から意見を出していただくという集会を実施されておりまして、第5回、第6回でまとめていこうという流れになります。

ここで3つぐらい大きなポイントがあるのかなと思って見ているのは、その3ページの文章の中で、 から まで整理していますが、まず の住民意見の反映とは何かということを中心に前置きをされて進められていたということが注目されます。住民意見の反映とは、まず住民からの提案があって、それに対する河川管理者からの対応、さらに、もしもその提案が実施できない場合にはなぜ実施できないのかという説明を加えるという形のやり取りを繰り返すということが反映である、というように反映とは何かという概念

をきちんと整理して進めておられるということです。「これは聞きました、反映しました」という形で進めた場合に、住民の皆さんに「反映してくれた」と思ってもらえればよいのですが、なかなかそうはいかないというところがあります。まずこれを反映するというこのルールとしましょう、概念として整理しておきましょうということで定義されています。

併せて、勝手気ままに提案するのではなくて、きちんと合意形成されたものについて提案をしていきたいと思いますということで、提案書とはどういうものかということを確認して進められていました。提案書は、はじめに前文をつくり、併せて個々の項目のチェックリストをつくるということで集会は進められていました。提案書を住民側でつくるという作業をこれから行われる第5回、第6回の対話集会でやっていこうとしています。第4回目の集会はこのチェックリストの抽出をやっているところでした。

もう一つは、この提案書だけでは合意形成したものだけになります。しかし、実際には合意形成できなかった項目が多々出てまいりますので、それについては漏れなくファシリテーターが報告書という形で出していきたいと思いますということで、いわゆる多数決を取ったりせずに、出た意見はきちんと伝えるということにも配慮が置かれていました。今回の対話集会を見せていただきまして、この3つは大きなポイントなのかなということを感じました。

次に、いちばん後ろのページをご覧ください。7ページ目に「集会のタイプ」という表がありますが、桑子教授が仮想して考えられた1から9までの集会のパターンがあり、この対話集会をこういう形でやろうとしたこともこれらの流れの中にあります。まず行政のありづくり集会から行政つるし上げ集会まで1から9まであるのですが、どのあたりをねらって集会をやるのかということで、逆に今回の第1回から第6回までの骨組みができ上がりましたというお話をされておられました。

それから、今回の揖保川流域と木津川上流部とで大きく違うのは、揖保川の場合には、木津川と比較をすると差し迫った大きな課題がないということも言えるかもしれません。木津川では川上ダムの計画がありまして、この川上ダムの建設が地元の大きなテーマになっていました。

そういう意味では、この対話集会がそのまま揖保川に適用できるかということになりますと、そうではないと思いますが、考え方などで参考にできるところがあればということでご報告をさせていただきました。

藤田委員長 ありがとうございます。

まず少し時間をいただいて、先ほどの庶務からの説明された資料3、お手元にあるパワーポイントの写しです。それから、和崎委員の提出されました資料4。この2つについて、まず不明点を含めましてご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

中元委員 いろいろなパターンがあって、それはそれぞれそれなりの役割を果たしているのだと思うのですが、そのことはさておきまして、ちょっと技術的な問題で、例えばこういう対話集会、公聴会形式の集会を開いたり、あるいはフォーラムを開いて住民意見の集約を図るという前に、例えば河川整備計画の原案であるとか、流域委員会が決めた何かであるとか、あるいは河川管理者が決めた情報など、そういうものをどのようにして住民に流しているのか。どれぐらいのボリュームでどんなやり方でやって、それが住民にどれぐらい受け入れられたのか。それに基づいて討論会を始めるわけですから、そのあたりを徹底しておかないとなかなかよい集会にならないのではないかと思います。そのあたりの工夫が何かあれば少し教えていただきたいと思います。庶務でいろいろな情報を集めておられますから、その過程で何かあれば教えていただければと思います。

庶務 基本的には先ほどご紹介さしあげましたいくつかの方法の中の一環として、冒頭の部分で説明をしていただくということになるかと思います。

ただ、その前にある一定期間、インターネットや冊子にしたものを配布したりもされております。ただし、配布というのも広く配布というのはなかなか部数やボリュームによって予算的な問題などがありますので、例えば数枚程度のリーフレットの的なもので広くご紹介し、さらに詳しくご説明するための冊子はまた別途希望者に配布するといったことがされているのが一般的だと思います。

藤田委員長 よろしいですか。逆に、中元委員から何かご意見はありますか。

中元委員 我々自身もそうなのですが、これだけたくさんの情報をいっときに受けると、よほどきちんと見ないとなかなか理解できないところがあります。それを一般市民のレベルに下ろしていくときにどうするかというのは、なかなか難しい問題で、ここでワークショップに参加された方などがどういう情報の受け方をしたのかなというあたりを疑問に感じまして、もしそういうところを、うまくやっているよい例があれば、我々も参考にして進めていけばよいのではないかという気がして質問させていただきました。

藤田委員長 はい、どうぞ。

和崎委員 住民意見の反映方法については、淀川水系流域委員会の場合には30

ページぐらいの意見書をつくられて河川管理者側に提出をされておりますので、それをホームページ上で公開されたり、必要な方には入手できるような手段を取っておられるわけですが、現実に木津川での集会を拝聴したり、拝見したり、インタビューをしたりさせていただいた中では、それについて十分ご理解を住民の方がされている方が多いかという、あまりというより、ほとんどされていない状況だったように感じました。

1回目、2回目、特に1回目の対話集会では、それこそいろいろな意見が伯仲し、激論が交わされたようですが、むしろ言いたいことを皆さん言われていた、そういう状況だったようです。それが2回目になって少しまとまってくるようになり、3回目の現地調査で、お互いが共有している情報を現場で確認をし合うという作業を経て4回目になっていたようでした。4回目で全ての方の意識がそろってきたとは言えませんが、会を重ねるごとに、議論の方法の成長というか育ちのようなものが感じられたという感じはしました。

大切なのは、河川管理者さんや流域委員会が持っていない情報を、実は現地の住民の方々が持っておられるということが大変重要であって、ここではそういうものをすぐ出していたり、それから、互いの合意形成を図る流れの中で理解をし合うということを、対話集会の目標にしておられたということがあります。

藤田委員長 今の和崎委員のご説明でも、我々の委員会としてちょっと寂しい気がしないわけではないのは、この揖保川流域委員会でも提言をまとめて、ホームページや速報、ニュースレターで皆さんにお配りするといったことをしているのですが、そのあたりは、よほど自分たちが非常に身近な問題として捉えておられない限りしっかりと読んでいただけませんし、また、それが情報として伝わっていないということは確かに考えられると思います。

恐らく和崎委員が出席された集会でも、第1回目からどんどん意識を積み上げていくことによって、次第に新しい情報も入ってくるのだというご意見だと思います。

では、ちょっとここで資料3のスライド3の「住民意見の反映の流れ」についてを見ていただきたいと思います。住民意見の反映の流れとして、こういう流れがあるということが示してありますが、例えばこのような形で今度はやや具体論としてこの流域委員会が見聞交換をし、まとめていくということになるかと思いますが、これは先ほどのご説明でも、淀川水系流域委員会でも住民意見反映のために何らかの形で河川管理者に提言をした、実際には提案をしたということですし、確かにそれはこの流域委員会のいわば仕事の一つと理解されますので、そういう作業が必要だと思います。

このあたりはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

中農委員 今、委員長がおっしゃったことへの直接の回答ではないのですが、資料3の3ページの右下に事例の紹介ということで、シンポジウム、公聴会形式の集会、対話集会、ワークショップということで挙げられていますが、ここで大きく2つの考え方があると思います。要はこの揖保川流域委員会が出した提言、または河川管理者が出した計画書に対して、その周知を図るとともに意見を出してもらおうというスタンスのやり方と、そんなことは関係なく、基礎的なデータは当然提供するのだけれども、住民自らが自分たちの意見をつくり上げていくというやり方とがあるのではないのでしょうか。後者がここでいうとワークショップということなのですが、大きく分けるとそういう2種類のやり方があるのかなということです。

ワークショップは、まちづくりの中で私もファシリテーターをしたこともあります、結構手間がかかりますし、時間もかかります。しかし非常に住民の意識が高まりますし、創造的な活動になりますので、そのあたりどちらでやっていくのかをまず考えないといけません。

藤田委員長 まず一つ、少し論点を整理するということもあわせて、この流域委員会の仕事という観点から、住民意見の反映の流れとして、意見反映の過程という3枚目のスライドを見ていただきたいと思います。まず最初は「河川整備計画について知ってもらおう」ということで、これは先ほども中元委員がおっしゃったご意見だと思います。実際には「河川整備計画」まではいかないにしても、その基本的な考え方や、説明資料の第1稿になるのか第2稿になるのか、そういうことも含めまして、いかに住民のほうへ情報を流していくかということです。もちろん曲解されるような解釈は別としまして、非常に分かりやすく、しかも魅力的な情報にして流していく必要がある。それが1点あると思います。

もうひとつは次の段階ですが、情報の交流ですから、今度は住民の方々はどのように考えておられるのかということ聴いていくということです。それに対して、「いや、これはとても地元の状況を把握したような考え方ではありません」、あるいは「非常にこれは素晴らしい考え方です」などということも含め、いろんな意見を我々自身も聞いていかなければならないだろうと思います。

そして、最後に大事なことは、先ほど庶務から非常に具体的に説明をしていただいたのですが、河川整備計画にいかに意見を反映するのかということです。これは和崎委員が言

われたとおりです。意見を反映するということは、まさに我々自身がこのように意見を集約してまとめましたと提言し、それに対してやはり河川管理者からは、それを具体論として実施するときにはこうなります、あるいはそれは技術的には不可能です、予算的には不可能ですということであれば、それに対してそういう説明もしていただかなければならないということだと思います。

おそらくそういう一つの流れの中で、我々流域委員会がどうかかわっていくのかということこれから少し具体的に話をしていく必要があると思います。ただ、その中で、特にの知っていただくのと、あるいは の意見を聴くというのを、例えば一つの考え方で一緒にしてしまうというやり方もあるのではないかと思います。それを具体的にいうと対話集会になりますし、住民の意見を聴くだけであれば公聴会もありうると思います。そのことにつきまして、この 、 、 のこの3つの流れの中でどうかかわっていくかということについても、もう少し委員の方々のご意見を自由にお出しただければよいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

中農委員 今の委員長のお話から推測しますと、まずは、河川整備計画について知っていただくということ、それとそれを通じて意見を聴くということ、そういう住民意見反映の過程の流れでいくということであれば、事例紹介の中のワークショップというのは自然的にはできないというか、やらないという考え方になると思います。

私もワークショップというのは、基本的には各市町村が中心になって自分たちのまちづくり、また、自分たちの川づくりをどうやっていくかという、本当に住民といちばん近いそれぞれの市町村が中心的に積極的にやるべきだろうと思いますし、これを流域委員会でやるというのは到底無理なことですが、市町村で何かそういう動きなどがあれば積極的に支援をしていきたいという考え方を持っています。今は流域委員会としてどうするかということですので、まず計画書を周知して意見を聞いていくという従来のパターンというか、そういう流れでいくしかないのかなと思っています。

ただ、そのやり方として、どう楽しく魅力的な場づくりができるかというのが今日の議題になるのでしょうか。そういう認識でよいのでしょうか。

藤田委員長 少し発言が脱線してしまうかもしれませんが、例えば淀川水系流域委員会が実施されたシンポジウムなどは、客集めという部分も含めましてタレントを持ってくるということもされているようです。それは一つの考え方なのかもしれませんが、

こういうスタイルで淀川水系流域委員会がされた事例だということだと思います。

はい、どうぞ。

禾口崎委員 2点意見があります。中農委員のおっしゃったワークショップは時間がかかるというのは確かにそうだろうと思います。これはワークショップという形にするのか、それとも公聴会にするのかという話ではなく、いろいろな要素を揖保川流にくみ上げていって面白いものをつくれないうところまで議論できればよいのではないかと思います。

実際に木津川の場合も対話集会とは言いながら、前半部分は現地を見たり議論をしたりというワークショップなわけです。そういう意味では時間はかかるのだけれども、実際にここである意味時間も労力も少しかけてやらないと、これから30年先の計画なんだというようなことも十分考えておかなければならない部分だと思います。これが一つです。

それから大切なのは、実はどこでもそうらしいのですが、こういう集會に来られる方はやはり年齢層の高い方が多く、若い人はなかなか来られない、特に女性が少ないというところがあります。そういう意味では30代、40代の方々、特に女性の方々に入ってもらえるようなイメージも頭に置いて話が進むとありがたいと思います。

藤田委員長 はい、どうぞ。

新聞委員 この「いぼがわせせらぎだより」というものが出ています。これまで、私はこれはあまり読まれていないのかなと思っていたのですが、このたびこの委員の中に入れていただくことになりまして、ここの最後のところに私の名前が出ていました。そうするとたくさんの方々から「今度委員になられたんやね。揖保川はもっときれいな水にしてよ」とか、「もっとアユが取れるような川にしてよ」といったことをいろいろと聞かされました。私にはそんな力はないなと思いながら、こんなに皆さんが揖保川について関心をもっているんだなということを改めて感じました。

ただ、その中で女の方からですが、この『いぼがわせせらぎだより』はきれいなんやけど読みにくい。ちょっと難しいな。」と言われました。さきほどからご意見が出されていますが、いかにして河川整備計画について知ってもらうかということについてののですが、確かに私もこのたび参加させていただくことになってしっかり読まなければと思って赤線を引いたりして読んだのですが、もう一度読み直さなければ分からないようなところもかなりありました。すべての住民の方に理解してもらおうと思えば、やはりもっと絵や図を入れるなどして、わかりやすいものにしていただければと思います。本当に関心があって、

知識があってという方ばかりが読まれるわけではないですし、また、そういう方々だけに読んでもらおうと思って出されているのではないと思います。そういう意見もありましたので、非常に多くの皆さんが揖保川についてのいろいろな関心とか、願いを持っておられることも確かですので、意見を吸い上げるにあたっては、そういう工夫もいるのではないかと思いました。

藤田委員長 ありがとうございます。ニュースレターでこの流域委員会がどういう活動をしているか、どなたがどのような発言をされたかということをお伝えするのは、一つの義務だとは思っておりまして、今のような形になっているのですが、まさに今新聞委員がおっしゃったとおりだと思います。より分かりやすく、我々がやはり揖保川に対して情報を発信しているのだということを考えなければならぬと思います。非常に貴重なご意見でした。

そうしますと、逆にいえば、今のご意見からしますと、ニュースレターも読まれていないわけではない。すなわち紙の媒体もそれなりに皆さん読んでいただいているのだという理解にもなります。おそらくホームページ等を見られている方もそれなりにおられるのではないかとは思いますが、そうしますと、それなりに少しは広報というか情報交流の役割は果たしているのではないかとは思いますが。

そのほか何かご自由に。井下田委員はいかがですか。

井下田委員 今回の河川法の大改正は、いうならば人と川とのつながりの回復を目指して始まっていると私は受け止めています。それだけに市民参加・住民参加が大幅に打ち出されているのですが、先ほど進藤委員が法律の条文と関連して16条がらみの部分を話してくれたのですが、依然としていまだなおこの16条の中に今回のような住民参加とかかわる部分については限定的な表現となっています。「必要があると認めるときには」という文言が残っておりまして、この部分は、川とかかわる部分について、必要があると認めるということではなくて、むしろすべての河川の流域の人たちが切実な課題を持っていますから、人々の期待や願いなどにこたえるためにも市民参加の側面を当委員会としてさらに強調していただければよいと思います。

この部分が改めて先ほどの国レベルの法定の行政計画として最終的にどの部分に落ち着くのか、これはもちろん先の話ですから定かではありませんが、場合によっては国レベルがその部分で落ち着いているとしても、当委員会としましては、先ほどの淀川あたりのいろいろなモデル的な取り組みなども参考にさせていただきながら、当揖保川流域委員会と

しては、全国的なひな形、あるいはモデルとなりうるような住民参加のありようの問題をより具体的に詰めてほしいと願います。

藤田委員長 全く同感です。そういう意味でもっとたくさん意見を出していただいて、いかにこの流域委員会、特に揖保川の流域委員会が非常にユニークな試みをしているのだということも、やはりアピールする一つの方法論ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。対話という面での技術も相当進んでいますので、新しいことといっても難しいかもしれませんが、どうぞ。

中農委員 流域委員会もそうですが、例えば管理者は実際にこの整備計画をつくってから、その後揖保川を整備されていきます。そういう中で実際に工事をする段階で地域住民への事前の通知などを行い、整備の中に地域住民を巻き込んでいくというのが今の流れです。ほかの全国の整備局はたくさんありますが、特に北海道や九州は非常にそういう意味での川づくりが進んでいます。地域住民を整備局自らが巻き込んでいって、整備の中で住民の意見を反映しているという動きが多々あります。今後、姫路河川国道事務所場合はそういう考え方を持っておられるのでしょうか。逆に、責任逃れをするわけではないのですが、流域委員会がどうのこうのというのも確かにありますが、近畿地方整備局姫路河川国道事務所の考え方として、今後例えばそれぞれの揖保川の流域の市町村ごとにそういう住民グループをつくってもらって、こういう計画の段階から実際に整備する中で、またそのあとの管理の段階でも、地域住民を積極的に巻き込んでいこうという考え方をお持ちなののでしょうか。話がちょっと変わってしまったのですが。

河川管理者 まず河川整備計画の策定につきましては、全国的な法律の改正に伴って行っているものですからいろいろな取り組みをしていると思うのですが、事務所の取り組みとしてというと、まさに今おっしゃったように、これまでが十分だったかどうかは別にして、河川法を変えたということは、これまで河川整備を行うに当たって地域の意見を反映する、あるいは聴いていくということが十分ではなかった。そういう反省をもとに法律まで変えて取り組んでいるわけですから、これまではとにかく今後、これはまさに河川整備計画でご意見を聴くというのが最初のステップではあるのですが、当然いろいろな方々とのワークショップとかたちも考えられますし、市民団体、NPOといった方々といろいろと意見交換をしながらやっていこうと思っています。

河川法を改正し、整備計画を策定していく中で住民意見をどうやって反映すべきかというのは、我々もある意味では試行錯誤の段階で、各水系ごとにいろいろな取り組みをされ

ているわけですので、まずは整備計画でどうやってご意見をいただき、それを反映していくかということが第1のステップだと思っています。では次の段階で河川整備計画ができたからということで、個々具体の整備の段階では何もせずにいきなり工事に入るといったことはおそろくないでしょうし、特に環境問題等につきましては、現場着手する段階でいろいろと分からないことがあれば専門家にご意見をいただくといったこともあろうかと思えます。少なくとも改正河川法の趣旨にのっとり、河川整備計画を策定していくというだけでなく、NPOを含めた市民の方々にご意見をいただいて反映していくということを念頭に置いています。それは我々だけでなく、市町村あるいは市民の方々のご協力なく、我々がお願いしと言っても無理なわけです。逆に市民の方々にご努力をいただかなければならない面もあると思いますが、そのこの部分の趣旨は変わっていません。

藤田委員長 それではここで10分ほど休憩しましょうか。10分間休憩して、再開後、この流域委員会としてどのような方向へ住民意見反映の方法論を持ってくるかということについてももう少し議論を深めていきたいと思えます。

<休憩>

藤田委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

ここで改めてスライド3に戻りますが、まず河川整備計画について知っていただくということがあります。これは河川整備計画だけではなく、資料1のところに書いてありますように、河川管理者から「河川整備の基本的な考え方」が出され、それから、「河川整備に向けた説明資料」が出てまいります。そういうものが当然議論の対象になるわけです。もちろんその基本的な考え方等には、我々がすでに出しました提言が反映され、その内容を非常に参考にさせていただくということになると思えます。

また、先ほども委員の方からご意見いただきましたように、ニュースレターあるいはホームページ等も、住民の皆さんは関心を持って見ておられますということですから、決してそれも無駄な広報ではないということを我々も確認できたと思えます。

そうしますと、本流域委員会からは河川管理者に対し、住民意見反映はこのような形でやっていただければよいのではないのでしょうかという一つの物の考え方や、この流域委員会が持っている情報をきちんとまとめて提供するということになると思えます。それののりによって河川管理者は、フォーマルな形になるかもしれませんが、住民意見聴取という形

で、河川管理者が住民に対してアンケートをされたり、あるいは対話集会をされるということになってくるわけです。

もちろん、例えば流域委員会としてもそういう形で積極的にかかわっていきたいというご提案がもしあれば、それをまとめて、具体的にはこういう形になるのではないのでしょうかということも含めてまとめていけばよいと考えています。

先ほど来、ワークショップについて、あるいはシンポジウム、対話集会ということで、少し意見が分かれたということですが、ワークショップに関しては、和崎委員のご説明でもありましたように、それから、庶務の説明でもありましたが、どちらかというとな非常にシャープなテーマに絞ってかなり深く意見交換をしていくという形を取っておられるように思います。それは一つの方法論としてやはり残しておく必要があると思います。

もう一方で、例えば「河川整備の基本的な考え方」が出た後、それでは揖保川流域全体の方々に対してどのようにそれを伝えるべきか。それから、伝えた後住民の意見をどうやって聴けばよいのかといったあたりについて、少し我々としても具体的な形をつくっていかなければ、河川管理者のほうに提案あるいはまとめとして出せないという状況になりますので、そのあたりの具体的な方法論について少し今度は議論を進めていきたいと思えます。

いかがでしょうか。田原委員はいかがですか。

田原委員 先ほど来、ずっと考えていたのですが、非常に難しいテーマかなと思っています。特にこの河川整備計画自体の中身がある意味では大変難しいのです。先ほど新聞委員がおっしゃっていましたように、なかなか部分だけとらえても分かりませんし、私も恥ずかしい話ですが、前回つくった提言の中身が全部頭に入っているかと言われると、読まないと分からないところがたくさんあるというのが現状です。

ところが、今、策定をしている河川整備計画が将来的に流域の住民の皆さんの生活にかかわってくるということ自体はできるだけ多くの人に知ってもらいたいわけです。そのためには、いわゆる中身よりも、こういう計画を策定している、それが将来的に重要になるということ自体をできるだけ幅広く広範な人々にお知らせする。そういうことが少なくとも必要であろうと思います。

逆に、実際中身を十分理解していただくというのは、これはほとんど不可能と思われるぐらい非常に難しいと思います。しかし、それはやらないわけにはいかないということにはなるのですが、コストパフォーマンスを考えますと、乱暴にとにかくやってみようとい

う話にはできないと思います。やはり今の2つは区別して考えるべきであろうと思います。

それともう一つ考えていますのは、この原案についての意見をまずお聞きする。我々の考えていることに相違がないかどうか、我々自体も確認する必要があります。それから、我々が今まで知りえていないような広範な意見をお聞きすることはもちろん大切です。それ自体は今申し上げたようなことを、特に中身についての問いかけをすることである程度可能になるのですが、もう一つ住民参加を考えていくうえで必要なのは、とりあえず今の段階での意見をということではなくて、これから先はずっと参加していただく方を持続的につくっていくことで、これはかなり意図的に仕掛けていかないとできないことです。はっきり言いますと、この中でそれができるのはワークショップに類するような手法しかないだろうと思います。しかし、それは恐らく河川管理者ではなくて、もしかしたら流域委員会が手掛けなくてはいけない話になってくると思っております、我々としても相当覚悟がいきますし、正直この先このスキームでどこまで走ることができるのか、走ろうとしているのかいまひとつ分からないというところで、ちょっと考えあぐねているという状況です。

しかし、我々の提言の中にも、これは私のおりました分科会でも、住民参加をもっと広範に進めていくべきであるという提言をしていますし、それは我々の一つの責任としても考えなくてはいけないと思いますので、やはり単に意見をその都度お聞きするだけではなく、これから川についての専門的なことも勉強しながら一緒に同伴して走っていこうという方々を、和崎委員が言われたように、広範な年齢層、女性も含めて考えていかななくてはいけないということになるのではないかと思います。

今の3つを効率的にやるにはどうするのかなと思っていたのですが、これはそれぞれ3つに適切な手法を取らざるをえないのかと思います。

まず、計画策定を今やっているのだということを知っていただくには、例えば淀川で行っているシンポジウムやフォーラムのようなものは大変大きな力となりますので、一度我々としても考えてみるべき話ではないかと思います。

それから、これは経費の問題でできるかどうか分かりませんが、検討の余地があると思っておりますのは、全戸配布とはいかなくても、かなり票数の多い間接的なアンケートのようなものを行うこと、これは中身としてこういうことをやっていますということをお伝えするには非常によい方法ではないかと思います。それから、先ほど新聞委員が言われたニュースレターを使う方法です。今のところこのニュースレターは検討結果をご報告する

というツールとして使っていますが、もう少し特別号のようなものを考えてみて、経費の問題がありますが、各戸配布に近いようなものを考えるのも一つの方法だと思います。あるいは、市、町等の連携が必ずしもうまくいっていません。市報や町の広報が非常によく読まれているので、それをお借りすることもボリュームの関係では不可能ではないだろうと思います。

それから、2つ目としまして、これは必要最小限と言うとおかしいのですが、そういう専門的なことにもご関心を持っていただく方向けとしましては、公聴会ないし対話集会のようなものをやるしかないのかなという感じがします。

それから、3つ目は、ワークショップ等、あるいはコンセンサス会議のようなものというのもあるのですが、これは私は河川管理者ではなくて流域委員会がやるべきだと思います。その理由は、流域委員会というのがある意味ではコンセンサス会議に当たるものだからです。いわゆる住民参加をある程度前提に考えたうえで河川管理者に対していろいろな提言をしようということになりますので、それと全く別の組織が別の結論を出すというのは混乱を助長するだけですので、一緒に考えていくということを最低限考えなくてはいけないのではないかと思います。

以上3つのことを考えていたのですが、その3つ全部をやるかどうかというのはご意見をいただければと思います。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。

1点庶務に確認ですが、ニュースレターは今は各戸配布でしたか。

庶務 はい、各戸配布させていただいております。

藤田委員長 現状でもニューレターは各戸配布しています。流域が淀川水系と違ってそれほど大きくないということで可能だということです。そういう意味では、今、田原委員がおっしゃったような特別号を例えば企画して各戸配布するということは、非常に強力な手法だということになると思います。

そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

田原委員 パブリックコメントを取るというのは、5ページ目にもホームページ等の活用と書いてありますが、ホームページ等にアクセスできない方もおられますので、これが唯一だと問題があると思うのですが、ある年齢層の方には大変有効な手段であるというのが私の専門の都市計画の分野では大体分かってきています。通常仕事を持って忙しくてなかなか各種の会合に参加できない方のパブリックコメントが、非常に多く見られま

す。ですから、こういう複数のものを組み合わせる形で、特にホームページを通じてパブリックコメントを集めるような方法は、すでに流域委員会のサイトがありますが、これをもっと強化するようなことを考えてみても有効ではないかと思います。せっかく和崎委員もおられますので。

以上です。

藤田委員長 今のご意見の追加ということだと思いますが、アンケートは単に住民の意見を聞き取るだけではなく、逆にアンケートをすることによって我々が意図しているところ、少なくとも基本的な整備の考え方についてPRができる。そして、それに対して意見がもらえるという、これは非常に大きな利点があるということです。もう1点は、忙しい方向けという意味ではパブリックコメントが非常に有効である。確かにそうだなという気がします。アンケートとなりますと、それは女性の方に書いていただいても結構だし、ということになると思います。

はい、どうぞ。

和崎委員 1点だけ、田原委員のお話の中で流域委員会の関わり方のようなところがあったのですが、淀川では実は住民対話集会は河川管理者が運営・招集をし、実施されています。木津川上流の集会では、流域委員会の委員の方が任意で1人来られていましたが、私はこれを見て大変寂しいなと思ったのと、流域委員会はそれでよいのかなという気がしました。

私の個人的な考え方としては、我々が提言をまとめさせていただいて、意見を河川管理者に出させていただく。それについてまたこれから住民の皆さんにご理解をいただきながら河川整備計画ができていくわけなのですが、その流れの中で最低限でもアドバイザーとして、あるときは引っ張れるような形で関わっていかないといけないのではないかという思いを持っています。これは河川管理者との役割分担を明確にしながら考えていく必要があるのですが、今回は丸投げはきつとなしでしょうねという感じがしています。

藤田委員長 河川管理者に質問なのですが、今、淀川水系の場合に、例えば対話集会等を含めて、先ほどのワークショップもそうですが、基本的には国土交通省が主催されているということなのですが、それはそれで確認はよろしいですか。何かそういう情報はご存じですか。

河川管理者 そうということですが、今いろいろとご意見をお伺いしていますが、基本的に整備計画をつくる際に、河川法に「公聴会の開催等住民の意見を反映する措置を

講じる」と書いていますので、河川管理者が何かをしなければならないということは間違いありません。ですから、そこをどうやっていけばこの揖保川の実情にあった意見聴取ができるのかということにつきましては、我々としても十分議論ができていないという状況だと思います。

藤田委員長 そうですね。ですから、逆にいえば河川管理者が主催される、これは費用的な問題もありますし、また、河川管理者がいちばん情報を持っておられるわけですから、何らかの形で説明をしていく場合にも、やはり河川管理者が説明しなければならないということだと思います。それがいちばん的確な回答になると思います。その場合に、揖保川の場合、流域委員会が積極的に関わることがあってもおかしくないということだと理解させていただきます。

では、ほかにございませつか。はい、どうぞ。

中元委員 この住民意見の反映のしかたですが、いろいろな手法があるし、いろいろな段階でのやり方がある訳です。それから、いろいろな地域に対するやり方があると思います。そういうものを複雑に絡め合いながらやっていかなければならないのではないかと思います。

スライドの3で、河川整備計画について知ってもらふ。住民意見を聴く。それから整備計画に反映する。こういう3つの流れで考えるのであれば、例えば河川整備計画について知ってもらふには、やはり皆さんおっしゃっているように、フォーラム・シンポジウムがいちばんよいと思います。ここで全体的な流れを周知徹底し、聞いてもらう。それから、河川整備に関してどういう情報が出てきているのかということを理解していただき、そのうえで意見を聴く。こういう手続きを取るのがいちばんよいのではないかと思います。ですから、とを一緒にやるというのはちょっと難しいかなと思います。時間的な制約があつて、エンドレスでやればできないわけではないのですが、なかなかこれは手法としては難しいと思います。ですから、2つを分けて、しかし、分けるのだけれども連続した催しであるということをごきちんと理解していただきながらやるということです。

これをどこでやるのか。資料1に今後の時間的なタイムスケジュールがあります。この中で「住民意見聴取」は、「河川整備に向けた説明資料(第1稿)」、資料2に紀の川の例が出ていますが、こういうものが出てからまず1回やるということですね。そのあと今度は「河川整備計画の原案」ができたあともう1回やるということになっています。同じことばかりやってもしょうがないわけですから、ここも分けて考えなければいけないと思

います。

そういう組み合わせを考えていきますと、最初の住民意見の集約というのは、全体計画を知ってもらおうということで、シンポジウムを開くというようなやり方がいちばんよいのではないかと思います。その前に私たちは「揖保川を語り、生かす集い」という会をやっています。スライド6にも4つに分けた事例紹介がありますが、そのうちの一つは既にやっている訳です。その結果は提言の中に十分反映しているつもりですが、そういうことになっています。ですから、これは一応終わったといいますが、一応やったということになるのではないかと思います。

その他に手法として考えられるのがシンポジウムと対話集会とワークショップです。このようにしていくとフォーラム等をやったあと、もう1回ここで例えばワークショップのようなものを住民意見聴取に組み合わせてやってみる。それをスライド3の の住民意見を聴くというところに当てはめてみるということを考えてもよいのではないかと思います。ただ、ワークショップはなかなかやりにくいところがたくさんあって、問題点も多いと思います。例えば自治体との関係を考えてみますと、この会議は自治体の影があまり見えてきません。このあたりは最初からいろいろとご意見が出ているわけですが、例えば自治体と河川管理者、我々も含めて三位一体になって、ワークショップ的なものをやってみるといのも手かなと思います。これで最初の段階の住民意見の集約が終わるということです。

その次に原案ができたあとどうするかについては、これもなかなか難しいのですが、その手法としては、例えば対話集会のような形で実施し、個別の問題について、この集会で意見を言ってもらいたい。そういう場にはいかがかと思えます。

少し話が戻りますが、ワークショップの場合は、スライド4に私たちが提言した5つのあり方があります。ここで「上、中、下流ごと」、それから、「具体的な計画地点での重点的な意見集約」という2つの特定ポイントを設けています。こういうところにワークショップ的なものを当てはめてやっていけばそのテーマも決まっていくのではないかと思います。大ざっぱな考え方としては、そういうことにしてはどうかと思えます。

藤田委員長 ありがとうございます。だいぶ皆さん見えてきたのではないかと思います。少なくとも一つの方法だけではなかなか我々が思っていることを実現するのは難しい。しかも、実施する段階、地域、時期にも依存するということだと思えます。

では、庄委員お願いします。

庄委員 初めに河川整備計画ありきなのですが、河川整備計画というのは大変広

範囲で内容も難しいという意見が今も出ていました。それを分かりやすく知らせるとい
うのはどういうことなのかなと私も思っています。どうあれ20年、30年先の計画ですので、
時間をかけてしっかりと住民に根づくような知らせ方をしなければならないのではないかと
思います。

揖保川流域の各市町には揖保川に関心の深い方がたくさんおられます。上流域にももち
ろんたくさんおられます。大勢のグループがあります。しかし、実際にフォーラムを山崎
会場でやったとき、参加者は十何名でした。ですから、いかにそういう人たちを集めるか、
人を集める工夫、努力も大切なのではないかと思います。そのためにはどうするかという
ことも考えてみてはどうかと思います。以上です。

藤田委員長 では、どうぞ。

井下田委員 さきほどの庄委員のお話とかかわるかと思いますが、要は一部
の人々だけが川にかかわるのではなく、ささやかでも川に関心を持ち、川とかかわってい
る人たちをネットワーク的に日常的、かつ通年的につなげてみるという、集団化あるいは
組織化の努力が改めて求められていると思います。せっかくの機会ですから、多岐にわた
る川とかかわる重層的なネットワークづくりが改めて今日的に強く求められているかと思
います。

もう一つは、やや原理や原則の部分にこだわって申し上げますと、先ほど来シンポジウ
ムで始まる幾つかの住民意見反映のあり方とかかわる具体的なお話が出てきていますが、
その多くは結果的にスケジュール消化のレベルにとどまっては相なるまいと思います。
人々が今のようなワークショップ、あるいはシンポジウム、あるいは対話集会などに集ま
ってくるのは、人々の思いや願いをそういう集会の場で十二分にキャッチしてほしいと人
は願っているからこそ、今のような集まりの場に参加してくれていると思います。例えば、
暑い本日、傍聴席にこれほど大勢の皆さん方が集まってきてくださって、改めて感謝した
いと思いますが、人は胸の中に募る思いを、例えば今日のこの場で代弁してくれているの
かなということになると、私はややじくじたる思いを持っています。この観点に立てば、
川は地域性が極めて大きいと思います。70キロメートルを超える揖保川ですから、揖保川
のそれぞれの地域の個別特殊の思いや願いや、あるいは行政に対する期待が川の流域それ
ぞれにあると思います。

河川整備計画の中身には、この流域委員会の委員の皆さん方ももちろんですが、河川管
理者とうまくそのあたりはドッキングしながら、最終的には専門家による選択肢の提案を

可能な限りたくさん出してみたいと思います。その専門家による選択肢の提案を受けて、それぞれの流域の地域レベルで物事が判断できる、地域レベルで物事を決定できる、近ごろはやりの言葉で言えば地方分権の時代ですから、分権的な決定が保証できるかということが、揖保川流域委員会の住民意見の反映のあり方に最終的には問われているかなと思います。

あえて原理や原則の部分に後半の部分はこだわりましたが、おそらくこのあたりが従来とは違って、私は先ほどの発言の冒頭の部分で、川と人との関係を豊かにする方向が今求められているかなと思いますので、その観点とかかわって申し上げてみました。

藤田委員長 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

ご意見そのものは一見発散しているようには見えるのですが、実は私の中でかなり整理され、集約され始めているという気がしています。そういう意味ではもう少し具体論として詰めていかなければならないと思います。これは一つの仮定ですが、シンポジウムをやるとした場合、ではどこでやりますか、どういうタイミングでやりますかということは具体的に詰めていかなければなりません。もう一つは、ではどう分かりやすく、いわば魅力のあるシンポジウムにするかということも我々にとって大きな仕事ではないかと思っています。

そのあたりになってまいりますと、非常に限られた時間の中で話をしていくことはなかなか難しい部分があると思います。実際、我々がこれまでに提言をまとめるに当たりまして、3つの分科会を開き、それぞれ専門的とは私は申し上げませんが、少なくともその分野に関心を持っておられる方がいろいろと意見を出し合って、それをまとめていった訳です。そして、それらを全体の委員会でさらに数回議論したうえで、分科会で書いた部分も直していったということもあります。そういうやり方で全体の意見をまとめていったということを我々自身は経験しています。

先ほど来、河川管理者からも、例えばタイムテーブルの流れで、そんなに遠くはない将来に河川整備計画の基本的な考え方はお出しします、流域委員会に対しても出していただけると発言されていますので、逆にいえばもう少し我々としては時間を持っているともいえます。そのあたりについては今の皆様方のご意見をある程度集約した形で、例えばそれをより具体的な文章として形をまとめるために、何らかの作業部隊が必要なのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

戻っていただいても結構です。もうちょっとこの住民意見反映のところではこの視点も入れてほしいということがあればご発言していただいても結構ですが、時間の制約がありますので、今言ったようなことを委員長として提案をさせていただいて、少しお考えいただければと思います。

進藤委員、いかがですか。

進藤委員 それについてはよい案だと思います。住民意見の反映の裏にあるものという、スライド3の「知ってもらおう」ということになると思うのですが、やはりこの揖保川流域委員会はもとより河川整備計画で皆さん意見が言えますよということの周知徹底ももちろん大切だと思います。そういうものをどのように持っていくかということの大まかな目的、手段ばかりではなく目的というものをもうちょっと詰めてから入っていかねばいけないのではないかと思います。

もう一つ、よく見えてこないというところがあるのですが、河川整備計画の基本的な考え方、説明資料などのもっと川上の話なのですが、この基本的な考え方はどういうものかというものを目で見ていないので、具体的な住民意見の反映方法としてこういうやり方があるのではないかと、と言われても、少しテクニクに走りすぎた議論のような感じがしています。

藤田委員長 本日は、例えば資料の2の紀の川の例が提示されていますが、いかがですか。

進藤委員 これを見ればもちろんおぼろげには分かるのですが。

藤田委員長 これは説明資料の第1稿ですから、おそらく河川管理者のご発言からいけば、この少し前段階のパワーポイント的なものが考え方として出てくるということ。これが私の理解ですが、若林さん、それでよろしいですか。

河川管理者 はい。当方も大体そういうイメージを持っています。いずれにしても、基本的な考え方をご説明して、いろいろとご意見をいただいたものを説明資料にしていくわけですから、説明資料と基本的な考え方とに乖離があるというのはおかしいと思います。

先ほど委員長からもお話がありましたが、説明資料はまさに法定計画のようなイメージで、文章で表現している部分などいろいろありますが、基本的な考え方についてはもう少しビジュアルなものも用いて説明させていただきたいと、河川管理者としては考えております。

藤田委員長 そういう感じでいわば逐次出てくる。おそらくいちばん最初のイメージとしては揖保川全体に対する基本的な考え方、それからそれぞれの項目で洪水に関するものもあるでしょうし、そのほか地域とのかかわりなどいろいろな内容が出てくると思いますが、場合によっては例えば洪水対策に的を絞って説明されることもある。私は河川管理者ではありませんが、先ほどの説明では少なくともそういう場合もありうると理解しましたがいかがでしょう。

河川管理者 そうですね。今の当方の考え方としましては、基本的な考え方は非常に膨大な量になりますので、先ほど申しましたように、例えば治水なら治水について、項目に区切ってご説明をさせていただきたいと考えています。

今いろいろとご議論いただいている中身としまして、「河川整備の基本的な考え方」も当然すべて公表はしますが、1回目の住民の方々のご意見を聞くものとして、先ほどご説明がありました資料2の「河川整備に向けた説明資料」をベースにご意見をお伺いしようと思っております。基本的な考え方はそれに至る過程の一つですので、もし意見聴取のしかたをご議論されるということであれば、この資料2をイメージされて議論されたほうがより現実的ではないかという気はします。

藤田委員長 そうなのですが、いかがでしょうか。

進藤委員 淀川水系や紀の川水系と、揖保川水系は違いますので。

藤田委員長 紀の川水系とは違うし、淀川水系とも違うということで、それは逆にいえば我々揖保川という川をしっかりと特徴づければよいと思っております。

庄委員 河川管理者の方に質問したいと思います。現在も河川の工事をされておられます。現在工事されているところは、その地元住民とのかかわり合いはどういう形でなされているのでしょうか。

河川管理者 基本的に揖保川でもいろいろと築堤工事などをさせていただいておりますが、一般論で申しますと、工事に着手するときには地元の自治会等を含めて説明会を行い、当然地元でいろいろと工事が入りますのでご迷惑をかける場合もありますから、そういった場合は説明会等を行って事業に着手しております。あるいは逆に工事の実施中にもいろいろとご意見も出てきますので、それは適宜お伺いしながらやっているというのが実情です。

今回は現実の工事ではなく、計画のときにどう意見をお聞きするかということですので、若干レベルが違うという気がしています。現状の工事はそういう形で取り組んでおります。

藤田委員長 よろしいですか。

そのほかにありますか。はい、どうぞ。

中農委員 住民意見の反映のしかたとして、具体的にどうかということをお今日は提言できないのですが、ポイントとしてはやはり協働・参画だと思います。今、兵庫県でも県民との協働・参画によるまちづくりを進めていますし、いわゆるパートナーシップがキーワードになるのではないかと考えています。

ところが、従来日本の社会というのは、行政サイドもそうですし、住民サイドもそういうパートナーシップなどということには全然慣れていませんし、欧米のように住民、市民、国民自らが自分たちが戦って民主主義を勝ち取ってきたという歴史を持っていませんし、そういう意味では本当にパートナーシップ、協働・参画といってもみんなどうすればよいのかということに困っているというのが、現状だと思います。特に兵庫県においても、西播の市町村は割とそのあたりの動きが鈍い地域であるといえると思います。

ですから、そういう意味で今ここでなかなか明快な答えが出てこないという状況だと思います。だれが仕掛けるかということになりますと、やはり行政側からしか仕掛けることができないと思います。住民のいわゆるNPO的な活動が非常に活発なところだと、住民主導でそういうことができると思うのですが、そうでない地域であれば、これは行政サイドで行政主導でそれを仕掛けていくしかないのではないかと考えています。

この場合、行政といったときに国土交通省だけかということになりますと、そうではなくて、やはり兵庫県県民局もありますし、それぞれの市町村もあります。そのあたりとの連携、もちろん私たち揖保川流域委員会も当然その中で一緒にサポートしながらやっていくことが必要なのかなと思います。

それともう1点は、こういう計画づくりやものづくりの過程の中で人づくりをしていくということだと思います。具体的な計画づくりや、ものづくりのところでどんどんそこに住んでいる人たちを巻き込んでいって、最終的にはその人たちが自分たちの地域をずっと管理していく、みていくという文化づくりとか、そういうことをイメージしながら、目標としながら揖保川の河川整備計画づくりもやっていく必要があるのではないかと考えています。

ですから、そういう基本的な考え方の中で、今実際ワークショップやシンポジウムなどいろいろな方法論の話が出てきていますが、そういう考え方の中でどのような手段でやっていくのかということを考えていく必要があるのかと考えています。

明快な答えをお今日は提言できませんが、基本的な考え方としては、協働・参画ということ

と、こういう揖保川の川づくりを通じて人づくり、あるいは地域の組織づくりをしていく必要があるのではないかと思います。そういう視点で住民参画、住民を巻き込んでいく仕掛けづくりのための場づくりをこの委員会で何か提言できればと思っています。

藤田委員長 時間もどんどん過ぎてまいりますので、少しまとめてみたいと思います。

先ほど分科会のお話も提案させていただきましたが、基本的にこの流域委員会の中で住民意見の反映についての具体的な提案をしていき、それを一つは河川管理者に提出する。できるだけそれにのっとった形で、あるいは沿った形で、場合によっては、我々もそこに関わりながら、意見の伝達、聴取、反映に取り組んでいく。それについても「河川整備に向けた説明資料」が出たあと、その会をどこの場所でやるのか、あるいは全体として行えばよいのかなど、時と場所の問題、そして、その中で非常に具体的に例えばある特定の場所で大きな問題を抱えているようであれば、その大きな問題に対してどういう対応をしていくのか。おそらくそのあたりのところになりますと少し仮定の話も入ってきてますので、本日の流域委員会だけでまとまり切らないというのはまさにそのところにあると思います。しかし、ある程度はそういうことを想定しながら具体的な提案にしていきたいと考えます。

先ほど来、文書を作成するということがありますので、分科会はいかがでしょうかというお話をしました。これまでに治水・利水・自然環境分科会、流域社会分科会と、情報交流分科会という3つをつくって、提言の作成をしてきました。情報交流分科会では住民意見の反映についても大きな課題の中の一つということで、先ほどのスライドに出てきたような文言も提言に入ってきたわけです。

私の考え方としましては、情報交流分科会をある程度中心にしながら、現在はあと2つの分科会も動いていけませんので、その分科会等からも何人か出ていただきまして、できれば7～8人ぐらいの身動きのできるところで、今日審議したような内容を少し具体的にまとめていきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

ちなみに、情報交流分科会は、中元委員がまとめ役になって、進藤委員と私と吉田委員と和崎委員の5名でした。この5名はもうそのままなっただこうと思いますがよろしいでしょうか。今退席された和崎委員には内々で言いましたが、吉田委員はいかがですか、よろしいですか。進藤委員もよろしいですか。中元委員にはお忙しいのに申し訳ないのですが、やはり入っていただかないといけないかなと思います。(3名ともに承諾)

そのほかですが、今度は自薦、他薦でいきましょう。分科会での検討に入っただけの方、どうぞ手を挙げてください。

(井下田委員挙手)

藤田委員長 はい、ありがとうございます。手を挙げていただくと助かります。井下田委員にはぜひお願いします。

井下田委員 もう一言、発言してよろしいでしょうか。

藤田委員長 はい。

井下田委員 もちろん手は挙げましたから参加させていただきますが、本日はせっかく住民意見反映のあり方というテーマでこれまで時間を費やしてきていますので、このテーマをめぐる、本日は、傍聴席の方に従来よりも少々多めの方の発言を期待したいと思います。

藤田委員長 はい、分かりました。

それから、井下田委員以外でどなたかありますか。はい、田原委員。

田原委員 私も責任上参加させていただきますが、お忙しいとは思いますが、ぜひ中農委員に入っていたほうがよいのではないかと思います。

藤田委員長 いかがですか。よろしいですか。(中農委員承諾)

では、今3人の委員の方に入りました。それから、私は実は栃本委員に入ってもらおうかなと思っていたのですが、いつもきれいな水族館のパンフレットなどをいただいております、これはやはりディスプレイするのが非常に大変だと思います。そういう意味で入っていただきたいと思いますが、いかがですか。

栃本委員 はい、結構です。

藤田委員長 よろしくお願ひしたいと思います。道奥先生にも入っていただかないと怒られるかなとも思うのですが、そうしたら今度は10人になってしまいます。20人中の10人ということになりますが、お忙しい方で欠席される場合もありますし、おそらく1回か2回の分科会でまとめていくことになると思います。

それでは、栃本委員、田原委員、道奥委員、井下田委員、中農委員ということで、それに中元委員と進藤委員と私と吉田委員と和崎委員の10人になります。一応それで分科会をつくっていきたいと思います。本日特にいろいろなご意見が出ました。また、実はメンバーに入っていたいただいた方のほとんどが発言もされておられますので、発言の内容もよくご記憶だと思います。どのような形でまとめていくかについて次回の分科会で少し議論して

いきたいと思います。

南山委員 少しよろしいですか。

藤田委員長 はい、どうぞ。

南山委員 初めてこの委員会に寄せていただいて、ずっと先ほどまで聞かせていただいていたのですが、ここにある紀の川の説明資料も見せてもらいましたし、それから、先ほどまでの皆さん方のお話も聞かせていただいたのですが、何か治山・利水に絡んだ形の話ばかりで、揖保川の本当の川についてのお話がほとんど出ていないと感じました。実態を本当に知っておられるのかな、川の上流から下流までの今の現状を本当にご存じかなということを強く感じます。現在もここに写真を持っていますが、実態は皆さん方が考えているような川ではありません。そういうことを本当に理解して進めていただきたいと思います。

藤田委員長 今のご意見も非常に貴重です。今日は主として、揖保川の現状を踏まえて、住民のご意見を河川整備計画にいかに関係するかということで、かなり方法論に近い話になっています。しかし、どういう形になるかは分かりませんが、例えばシンポジウムになったときに、流域委員会がどう関わるかという中で、委員の中から漁業とか揖保川の水のほうを見ておられる南山委員に出席をしていただいたり、あるいは発言していただく、あるいはそのほかの方にも出席していただくというのは当然出てくると思いますので、その場面ではぜひよろしくをお願いします。

南山委員 この紀の川の資料を見られたら分かりますが、環境に関するものがほとんど入っていません。治山や利水、洪水や津波など、そんな資料しか基本的には入っていません。環境に関するものはほとんど入っていない河川整備に向けた説明資料のイメージが出てきています。今度の揖保川についてもまたこれになるのかなということを心配しています。

藤田委員長 それにつきましては我々自身も提言の中で環境について非常にたくさんの提言をしていますので、具体的にどういうものが河川管理者から出てくるかということは今のところ予測できませんが、この流域委員会で、「河川整備計画の基本的な考え方」あるいは「河川整備に向けた説明資料(第1稿)」等が出ましたときに、我々自身はこれに対して意見を反映させていこうということで議論するわけです。当然その具体的な資料が出てきたときに、具体的な議論が出てくるということになると思います。

もしそれでよければ、一応本日、最終の結論は出ませんでしたが、住民意見反映のあり

方について検討する分科会をつくるということ結論として、議題2を終わらせていただきたいと思います。

3 . その他

藤田委員長 続きまして、「その他」ですが、河川管理者から参考資料が出ていますので、ご説明をお願いしたいと思います。

河川管理者 それでは、参考資料のご説明をさせていただきます。

<スライド1>

7月の福井豪雨の被害状況ということでご説明させていただきます。名称ですが、福井豪雨という正式名称がついたわけですが、これは北陸地方にゆっくり南下をした前線のために17日の夜から18日の朝にかけて、北陸ならびに岐阜県で相当多くの雨が降りました。特に美山町では総降水量が285mmに達しまして、7月期の平均雨量の236mmを上回るような局地的な非常に激しい雨に見舞われたという状況です。

これが九頭竜川で、緑色に塗っているのが直轄管理の区域です。ここが支川の日野川です。お手元の図面を併せて見ていただければと思います。本川の基準地点福井市周辺では、7月18日10時に指定水位が5mを超えまして、14時の6.39mをピークにその後下降しました。しかしながら、ここが県管理区間の足羽川となっているのですが、足羽川では福井市の木田橋の左岸側で、新聞、テレビ等でご覧いただいておりますように破堤という状況が発生したわけですが。

また、それ以外につきましても、上流側でJRの鉄道橋が5橋落橋、あるいは美山町でも同様の足羽川上流、この周辺に一部直轄の区間があるのですが、こちらでも河岸のほうの相当大きな洗掘あるいは河岸崩壊という被害が起こりました。大野市周辺におきましても1か所破堤し、大変大きな被害を受けました。

<スライド2>

これは福井市内の被災状況です。先ほど言いました破堤の区域がこの赤色で塗っているところです。左岸側のほうに破堤しまして、右岸側は支川の越水あるいは内水により冠水しました。おおむね4平方キロにわたって冠水をしたという状況です。

私ども近畿地方整備局は、各事務所等の機材、例えば災害対策車や排水ポンプ車11台を緊急に配備しまして、周辺の内水排除等の救済に入りました。私どもの事務所でもポンプ車2台、あるいは災害対策車1台、照明車2台の計5台で応援に駆けつけたという状況で

あります。

ちょうどこの写真が福井の足羽川の木田地点です。先ほどの破堤箇所です。下流側に見ていますのが元の堤防です。上流も同じ堤防です。越水をしまして、越水をした後に徐々に堤防が洗掘されて段階的に破堤をしたという状況が見て取れます。

こちらは堤内側の町の中を河川水が流れている状況です。また、福井市の氾濫状況の全景を写したものです。

<スライド3>

これはその他の被災状況ということで、清滝川の左岸側です。これは友江の破堤をした箇所です。また、右にあります美山町の支川部分では、上流側で堤防が越水をしまして、堤内側を下流の方へ下って、また流れてきたという状況を表しています。

こちらは一乗谷川ですが、支川の川を土砂等が閉塞しまして、町の中を川とは違うところで流れ、支川の水が家の中を通り、家屋等が倒壊したという状況になっています。

<スライド4>

これは先ほど申し上げた降雨の状況なのですが、福井市から美山町へ向けて赤く濃く塗っているところが、これは降雨量が約300～500mmということで、相当短時間に多くの雨が降ったという状況を示しています。

美山観測所というところがあるのですが、こちらでも朝の6時から大体10時ぐらいまでの間の大方5時間で200mmを超えるような雨が降りました。また、福井市でも同様に6時から10時までの5時間で100mmという大変多くの雨が降ったという状況でした。

<スライド5>

これはどういう雨かと申しますと、美山観測所における雨量データで1979年以降最も多かった1986年で32mmだったのですが、今回は1時間に88mmという雨が降りました。過去最高の年最大雨量の約1.5倍という時間雨量を記録したということです。

<スライド6>

これは災害復旧状況です。先ほどの足羽川の福井市内側の破堤箇所です。これも越水して堤防が切れたところの状況です。その後緊急復旧の事業で、これは県の事業になるのですが、急遽堤防の堤内側で盛土し、そのほか発生土で固めた後に、川側は大型の根固めブロックで防護し、堤内側、人家側には大型土のうという形で復旧がなされました。これは18日に破堤したあと、20日の3時に仮復旧が完了したということです。

<スライド7>

これは直轄の区間、足羽川の美山町の周辺なのですが、こちらはということなのかと
いいますと、これはもともと川が流れておりまして、これは元の護岸の跡なのですが、倒
壊して民地側に食い込んでいる状況です。もともとこのような形で護岸があったのですが、
建物近くまで相当洗掘をされたという状況になっています。この裏には下水処理場がある
と聞いています。その後、ふとんかご、あるいは前面の防護を進めていまして、これは最
新のデータで、当時8月1日の17時に仮復旧を完了するという予定をしていました。若干
現場等の努力もありまして、31日に最終復旧が完了したという報告を受けています。

大変厳しい状況の被害でございました。短期に雨が集中して降ったということで、一般
的にはなかなかこのような雨の降り方はないわけですが、こういうことも全く起こらない
ということではなく現実には起こってしまいました。今後我々としましても対策、あるいは
整備方針の中でこれらを含めていろいろと考えていかなければならないのではないかと考
えております。

以上でご報告を終わらせていただきます。

藤田委員長 ありがとうございます。

ただいまの福井の豪雨災害についてのご説明に対して、何かご質問等はございますでし
ょうか。はい、どうぞ。

田中丸委員 福井市内にもいちばん下流側に破堤箇所があるのですが、ここ
の河川の整備水準というのでしょうか、何年確率ぐらいの河積になっていたのか分かれ
ば教えていただけますでしょうか。

河川管理者 福井市内の破堤箇所といいますのは、先ほど示しました春日と
いうところです。ここは県の管理区間になりますので、整備水準については資料を持ち合
わせていません。申し訳ありません。

藤田委員長 今回の雨は過去の1.5倍ですが、いわゆる降雨からいくとどれぐ
らいの確率ですか。

河川管理者 過去の実績の1.5倍ということで、統計処理等をしていませんの
で何分の1というお話はできないのですが、我々は日雨量などで処理をしておりまして、
評価も取りまとめておりませんので、まとめ次第ご報告をさせていただきたいと思いま
す。

藤田委員長 もう1点、もちろん洪水が起こっているのですが、地図から見
ると、降雨の範囲がかなり狭いような気がするのですが、それでも起こったのかという感

じがします。いかがですか。

河川管理者 委員長がおっしゃるとおりです。今回被災を受けましたのが、足羽川とい支川ですが、その集水域にある河川、足羽川に集まる部分にほとんどの負担がかかり、もともとそこまでの雨を考えていなかったというのが現状だと思います。ということで、結果としましてJRの橋梁が5橋も落ちるといった現状になったのかと思います。

藤田委員長 従来ですともうちょっと集水域全体に相当降るといようなイメージで我々は考えていたのですが、最近の雨を見ていると相当狭い範囲での集中豪雨が増えてきています。そのあたりが逆にいうと盲点なのかなという気もするのですが、いかがですか。

河川管理者 はい、東海豪雨のときもそうだったかと思うのですが、なかなか予測が難しいということもありますし、先ほどご質問もありましたが、直轄管理区間の河川と県、市町村の管理区間との整備水準が若干異なるということもあろうかと思いません。

藤田委員長 特に、県管理区間と直轄管理区間との話はこの流域委員会でも何度も出てきていますので、ぜひ連絡を密にしてということにしていきたいと思えます。

その他にご質問がなければ、これで本日の流域委員会は閉会とさせていただきますが、よろしいですか。では、これで委員会を終わらせていただきます。

先ほど井下田委員のお話にもありましたように、非常にたくさんの傍聴の方に出席していただいておりますので、ただいまよりご意見をお伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

傍聴者 網干の河盛と申します。

4点あります。一つはニュースレターについてですが、私もニュースレターでこの委員会を知って、3つの分科会ができる直前の委員会から傍聴させていただいております。やはりニュースレターは効果があります。ただ、今は新聞折り込みで配布されていると思います。私の場合、たくさん入ってくる新聞折り込みチラシをあまり見ないので、それまで気がつかなかったということがありました。できれば自治会を通じて回していただければ、自治会の人にも随分関心を持っていただけるのではないかと考えています。配布方法について少しご検討いただければと思います。

2点目は、住民の合意形成が今後非常に大事になってくると思うのですが、いちばんの問題点は何かというと、私たちもまちづくりのアンケートを取ったときにつくづく感じたのですが、住民のいちばんの関心事は河川敷の利用で、自然をどう守るかということと河川敷をどう利用するかというところ、先ほどシャープな対立点というお話があったのですが、実はそこがいちばん大きな問題点ではないかと思います。そういうことで考えたとき、先ほどもご意見がありました、できるだけ現地をしっかりと見たうえでの論議をしていただきたいと思います。住民の合意形成をするうえでもそのことを前提として進めていただくということが非常に大事ではないかと思います。

3点目は、この提言の内容を住民に知らせて意見を聞くということで、ご論議があったわけですが、姫路市には出前講座という制度があります。住民が関心のあるテーマで申し込んで、10人と少し集まれば行政の方が来てくれるということになっています。この前も我々の「あすこん」というまちづくりのサークルで、ごみとリサイクルの問題について話をさせていただきました。私はこの委員会に関心を持っておりますので、この提言を庶務の方にご無理を言って十数冊送っていただき、メンバーに配らせてもらいました。非常によい勉強の資料にはなるのですが、難しいなというのが実態です。できれば一度そういう出前講座のような格好で来ていただけるならばもっともっと人も集めたいと思います。そういうこともまたご検討いただければありがたいと思います。

それからもう一つ、この河川整備計画だけではなく、先ほどもご意見がありましたように、現実に進んでいる工事で、地元にもどれだけ説明されているのか。今、揖保川の河口のところで引堤工事が進められているのですが、非常に関心を持っています。というのは、中川の引堤工事ではコンクリートの堤防になってしまって、人が降りられなくなってしまいました。はしごがあるのですが、降りるところは鎖を掛けて鍵がかかっているということで、住民は河川敷には降りられないという形になってしまっています。いちばん河口のところでヨシ原があったり砂地があったりと、汽水域の非常に自然の豊かなところですので、この引堤工事でその自然がどう保護されるのかということに非常に関心を持って見えています。先ほど自治会には説明されたということがあったのですが、私が聞いている範囲では、自治会から住民にはあまり説明されていないということもあります。もっと広く住民に説明をしていただければと思います。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。基本的に傍聴者からのご意見というのは答えを出さなくてよいという原則のルールなのですが、1点ニュースレターの件だけ

は、特に流域委員会とも非常に深くかかわりますので、庶務のほうから説明をお願いできますか。

庶務 今回のニュースレターの配布状況について補足説明させていただきます。網干地区につきましては、姫路市の場合は網干と網干西、余部の連合自治会長さんに増田委員等を通じて直接お願いに上がりまして、現在は自治会からの配布をしていただいております。それから、そのほか市、町につきましては、直接役場を通じて自治会の配布を依頼しておりますが、これは町、市の状況によって事情が違うようございまして、自治会配布という形でしていただいているところもあるのですが、いろいろなご事情から配布できないと言われているところもあります。そこにつきましては今までどおりの新聞折り込みで配布させていただいております。ですから、新聞折り込みをしているところと自治会配布をしているところと2通りあるというのが現状です。

藤田委員長 ありがとうございます。そういうことになっています。

それから、3番目の出前講座ということなのですが、これは河川管理者にお願いすれば、河川管理者からはされていると思うのですが、我々は大学として出前講座等にかかわることはよくあります。しかし、受け側の問題というのなにもなきにしもあらずで、私がかかわったところは、例えば環境大学で出前講座をやってほしいといった場合、少なくともコーディネートするのがどこか自治体であるとか何らかの組織であるということが結構多いと思います。今のご意見に直接お答えはできませんが、そういうルートもあるし、場合によってはこういうサークルあるいは研究会なのだからどうでしょうかということで、申し込んでいただいても十分可能性はあると思います。これは私の個人的な意見ということでお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

傍聴者 姫路市の林田町から来ている成定といいます。

毎回流域委員会は傍聴させていただいているのですが、今回も3点ほどお願いしたいことがあったので質問させていただきます。

その前に、今、網干の方がおっしゃったニュースレターについてですが、これは庶務から私のところに連絡があって、林田町の連合自治会で配ってくれないかということだったので、現在1100部ぐらいは私のところで受け持って、各戸配布しています。各自治会長にお願いして、ちょうど姫路市の広報と同時に渡していただけるように自治会長さんのお宅に運んでいます。そういう方法もありますので参考にさせていただけたらと思います。

私自身がお願いしたいことは、私は兵庫県のビジョン委員会にも出ているのですが、さきほどお帰りになられた和崎委員も、先日8月1日にフォーラムをやって、そこで中播磨ビジョン委員会として市川を中心にして川をきれいにする「水援隊」をつくっているいろいろな活動報告をしたり、今後の活動を検討したりしています。これは中播磨だから市川ということになっているのですが、西播磨のビジョン委員さんの中では、おそらく揖保川をどうしたらきれいにできるかという何かの部会があって動いてくれていると思います。

このビジョン委員会もそうなのですが、いつも感じるのですが、ビジョン委員会できると話し合ったことに関して姫路市のどこかに窓口をつくってほしいということはいくらお願いしてもできません。以前建設省のある人が、道路のことは市道であれ県道であれ何でもよい、問題があれば私のところに言ってきてくれ、私が全部手配してあげるからという非常に好意のある言い方をされたので、我々が自治会の中で困っている道、ここを何とかしてほしいというときには、いつも姫路工事事務所に言っていけたわけです。先ほど若林所長にもお願いしたのですが、河川についても、なにも一級河川の揖保川だけではなくて、林田川についても、窓口があってだれかが引き受けてくれれば、そこに言っていけばすぐに問題解決できるのではないかと考えたのですが、なかなか行政の立場からすると難しい問題らしいのです。

先ほど井下田先生がおっしゃったように、河川法の16条で住民参加というのにも限定があるというお話をされていましたが、我々は姫路市民でもあるし、兵庫県民でもあるし、また、日本国民でもあるわけです。ですから、市議会議員さん、市長さんの選挙権も持っていれば、被選挙権も持っている。県議会議員や県知事選挙権も皆持っているわけです。国会議員選挙権も同じように持っています。それが国は国、県は県、市は市、町は町のほうでというので、てんでばらばらで、いろいろな計画をされても関連ができていなければ、せっかく我々が県のビジョン委員になって、いろいろな案をつくり提案をしてやっていこうとしても、肝心の市の窓口がなければ相談のしようがありません。それと同じことがこの揖保川流域委員会にも感じられます。なぜそんなに行政さんというのは、国は国、県は県、市町は市町で独立の権限を持っているというか、難しいことになるのかなと思います。法律的にはそうかもしれませんが、昔の大岡裁判が非常に名裁判だと言われているように、法は法であっても、運営する人間が融通を利かせることはできるのではないかと、という感じを持っています。

それから、住民参加についてですが、これはおそらくこの会場の傍聴者の中にも来てお

られるのではないかとと思うのですが、揖保川町では、揖保川町の中に「揖保川を守る会」が何かあったはずで、この前の流域委員会のときに一度発言があったと思います。それから、龍野市にもあるように聞いていますし、新宮町、山崎町、それぞれの地域に揖保川を美しくしよう、または守ろうという住民の会があるはずで、そのあたりとなぜ連絡を取ってくれていないのか。揖保川流域委員会が開かれる場合は、その人たちにも参加を呼びかけてもらえばよいのではないかと思います。私ははじめ林田川の話が全然出てこないから何回かお願いして、やっと最近「せせらぎだより」に林田川の話が載り出したので、各自治会長さんから「成定さん、このごろのニュースレターには林田川の話もちょいちょい出てくるね」と言われるようになり、「そうなんや。みんながもっと熱心に参加してくれているいろいろなお願いをしたら動いてくれるんだ」と言っています。けれども、なかなか自治会でいろいろなことをやろうと思っても、今は、自治会の仕事は多すぎるというくらい何でもかんでも来ているので、なかなか動いてはもらえないのが実情です。

今日も、先日のニュースレターNo.17を配るときに、自治会長さんに私と一緒に委員会に行ける人は声をかけてください、電話をくださいというお願いをしたのですが、1人もほかの自治会長さんは出てくれなかったの、仕方ないという思いも持ちながら私は参加させてもらいました。

そういうことで、県のビジョン委員の動き、それから、各市町にある揖保川の住民によるきれいにしようという任意団体、それから、各市町、県の窓口の連携を何とかしていただけないか。そういう3つのお願いをしたいと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

藤田委員長 ありがとうございました。最後の住民参加、特に住民意見の反映ということでは、当然ながらそういう揖保川を守る会、あるいは自治会等、そういうところとは十分に連携しながら我々自身もいろいろな形での集会を開いていこうと考えていますので、その節にはぜひご協力をお願いしたいと思います。

窓口はどうかということに関しましては、これは私が答える範囲ではありませんが、姫路河川国道事務所のほうでご意見を聞かれておりますので、もう少し前向きになるのではないかと考えています。

それから、先ほど林田町は自治会のほうから各戸配布していただいているということで、非常に我々自身も喜んでいますが、いずれにしましても、今最後におっしゃったように、確かに理想的には自治会から各戸配布するほうが情報が伝わりやすくなるという意味でよ

いのですが、やはりそれにはそれなりの足腰の問題などがありますので、場合によっては新聞の折り込みにならざるをえなかったということで、そのあたりはご了解願いたいと思います。

そのほかにいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

傍聴者 中野と申します。1点お伺いいたします。すでに揖保川につきましては、いろいろなところで工事あるいは改修などが進んでいるように思います。私たちが今日いろいろと揖保川について計画を策定し、これからどのようにしていこうかといろいろと案づくりをし、住民に訴えるという計画を進める段取りをされているのですが、この流域委員会がいろいろな提案をして物事がまとまった暁には、すでに揖保川は現在の工事、その他が進んでしまっていて、我々の諸提案は、どうにも変更できない、すでに終わったあとに我々のいろいろな提案がくっついていったということになるのではないかという思いがしないわけでもありません。そのあたりの事情はよく分かりませんが、揖保川流域の現況を見てみますと、すでに計画がどんどん進んでいるのではないか。そのあとに住民の参加というような形がついていっているのではないかという感がするのですが、いかがなものでしょうか。そういう思いがちょっとしましたので、お伺いしました。失礼いたしました。

藤田委員長 流域委員会の中でも先ほどもそういうご発言がありましたし、傍聴の方からもご意見をいただいたのですが、そういうことに関しましては、河川国道管理事務所の方もおそらく十分認識されていると思います。ただ、そうは言いましても、河川法が改正されまして、新しい計画ができるまでの間に行政自身が全く止まってしまうというわけにはいきません。ですから、我々自身この流域委員会ではそういうことをできるだけ少なくしようということで、これからの20年、30年のもうちょっと長いスパンの計画を先に策定し、今後はその計画の中で具体的な工事を進めていこうということを議論をしているということです。流域委員会はこれからもしばらくは続きますので、ぜひ傍聴していただいてご意見をお伺いしたいと思います。

では、本日の予定がすべて終了しましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 . 閉 会

庶務 長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。これにて第12回揖保川流域委員会を終了させていただきます。